

八女市親元就農支援給付金事業

地域農業の活性化と将来の農業担い手の育成・確保のため、八女市で親元就農する方を支援します。

○親元就農支援給付金★R8年度新規

【給付対象者】

- ・八女市に住所及び生産圃場を有していること
- ・認定農業者等である親等（3親等以内の親族のうち、本人または配偶者の尊属）の後継者として親元就農する者
- ・親元就農日が令和8年4月1日以降であること
- ・親元就農日が申請年度の2年前の年度の4月1日以降であること（令和10年度申請の場合、親元就農日が令和8年4月1日以降）
- ・経営主である親等と家族経営協定を締結し、農業経営改善計画の共同申請による認定を受けていること
- ・経営主である親等から専従者給与が支払われていること
- ・親等の経営を継承する場合、申請者本人が認定農業者であること
- ・親元就農時の年齢が18歳以上65歳未満の者 など

【給付内容】

- ①就農時の年齢が18歳以上50歳未満
100万円／年 1年間
- ②就農時の年齢が50歳以上65歳未満
50万円／年 1年間



◇申請受付 令和8年8月3日（月）～

◇お問い合わせ

農業振興課 農政係（電話23-1118）	上陽支所 農林係（電話54-2219）
黒木支所 農林係（電話42-1117）	矢部支所 農林係（電話24-9143）
立花支所 農林係（電話23-4940）	星野支所 農林係（電話52-3112）

※裏面「八女市新規就農促進支援事業」もご確認ください。